

給食会たより

令和3年度第12号
(公財)熊本市学校給食会
R4.3.31 文責：本郷

新型コロナ対応(令和3年度)

表1は本年度熊本県にまん延防止等重点措置(以下「まん防」)が適用されていた期間です。熊本市教育委員会(以下「市教委」)は「子どもにとって学校給食はなくてはならないもの」という考えの下できる限り給食を実施する方針です。

表2は市教委が出した給食実施時の留意点です。アは給食当番とそれ以外の子どもが密集しないなど配膳時の感染防止、イは全員が前を向き黙って食べるなど喫食中の飛沫感染防止がねらいです。

表3は献立作成委員の先生方が献立を作成する上で配慮された事項です。アはセレクト給食など配膳時の密を避ける、イはセルフおにぎりなど手からの感染を防ぐ配慮です。ウは使用制限の多い月単位で査定する物資や特注品の注文を必要最小限にする、保存性の高い物資を入れるなど、休校や学級閉鎖、分散登校など不測の事態に備えるための工夫です。

その他、子どもたちが給食室に取りに行く時、密にならないように学年学級毎に時間差で行かせる、黙食中に大型テレビで食育の動画を見せるなど独自の取組をしている学校もあります。動画については、共通の内容はどの学校でも視聴できるように、栄養教諭・学校栄養職員の先生方が協力して「食べ物の働き」「朝ごはんの秘密」「和食について」などいろいろと作成しておられます。

本会も、9月分発注後、9月1日から10日まで分散登校となりましたので、市教委と協議し、10月分の物資を査定せず、献立作成委員の先生方に献立の代案をたてていただき、キャンセルできない物資は10月までに使用することで関係業者に了解を得ました。業者には状況をご理解、ご協力いただき、たいへんお世話になりました。1月～3月には多くの学校が入れ代わり立ち代わり休校、学年・学級閉鎖となったため、10月同様3月分の物資を査定しない対応をとりました。

表1:まん防の期間等

5月16日(日)～6月13日(日)
8月8日(日)～9月30日(木)
1月21日(金)～3月21日(月)

表2:給食実施時の留意点

ア 配膳時の工夫
イ 黙食の徹底

表3:献立作成上の配慮

ア 配膳に時間のかかる献立にしない
イ 手が直接触れるメニューは控える
ウ キャンセルし難い物資の注文を控える



【机の間隔を空け黙食している様子】